

第1章 無償資金協力事業とコンサルタント

2. JICA の役割

(1) コンサルタントと JICA との関係

JICAは、無償資金協力事業において、①協力準備調査（概略設計調査）の実施と、②被援助国政府に供与された資金が、円滑かつ適正に使用されることを確認するための実施監理業務を担います。JICAは、両国政府の間のE/N署名後に、被援助国政府との間でG/Aに署名します。G/A署名後、コンサルタントからの推薦依頼を受けて、被援助国実施機関に対し、無償資金協力事業のコンサルティング業務を担うコンサルタントを推薦します。

この推薦は、当該事業に係る協力準備調査（概略設計調査）又は事業化調査を担当し、良好な成果を収めたコンサルタントが契約の意思を有する場合に、当該事業の技術的な一貫性を確保し、G/A期限内の円滑な実施を図るため、JICAが当該コンサルタントを被援助国実施機関に推薦するものです。

コンサルタントは、JICAの推薦に基づき被援助国実施機関とコンサルティング業務に係る契約を締結し、その業務履行に対して、発注者である被援助国実施機関に対する法的責任すなわち契約上の義務を担うこととなります。

(2) 被援助国政府の JICA への報告等の義務

以下に掲げる各段階で、発注者である被援助国実施機関は、G/A及び調達ガイドラインにしたがい、JICAに①事業進捗及び完了報告、②調達手続きにおけるJICAへの確認が義務付けられています。

②について、「2015年4月以前の調達ガイドライン」では、JICAの関与は、確認のみの場合、認証、同意 (consent) を行う場合があります。「2016年1月調達ガイドライン」では、G/Aにおいて、相手国政府への報告義務及びJICAの関与を明確化し、全てG/Aに規定する形で改訂し、JICAの関与については同意 (Concurrence) に統一しました。

JICAの確認及び関与は、G/Aとの整合性、概略設計との一貫性、「調達ガイドライン」に照らした手続きの適正性、入札の競争性や公正性等に主眼をおいてなされるものです。

2015年4月調達ガイドライン以前

JICAの関与については、G/A、調達ガイドライン及び本手引き等において、認証（契約）、同意又は承認（設計変更、調達方式（指名競争入札・随意契約）、第三国調達、入札残余金の使用、予備的経費の使用、契約履行期限の延長）、確認（入札図書案、特殊機材、銘柄指定、調達方式（施設・機材一括入札）など）を定めています。

「報告義務」(I-3)

- 1) 入札図書の作成（入札案内、事前資格審査書類、詳細設計及び事業積算内訳にかかる報告がある場合にはそれらを含む）
- 2) 入札評価
- 3) 契約書類の作成
- 4) 竣工(完工)検査
- 5) 瑕疵通知期間満了前検査（瑕疵検査）

2016年1月調達ガイドライン

相手国実施機関より、所定の確認・同意書式をG/Aの定める宛先（写しを含む）に提出する手続きに統一します¹。手続きの迅速性確保の観点から、発注者が承認済みの事項については、コンサルタントより提出（発注者に写し送付）することも可とします。これに伴い、提出様式及び同添付資料を英文化しました。

進捗報告及び完了報告については、事業進捗報告様式（Project Monitoring Report, 以下、PMR）として、協力準備調査の成果品を継承し、実施段階の報告に使用します。

「機構の確認」（コンサルタントSection 1.05／調達Section 1.06の各Box 1）

- 1) コンサルタント契約の署名²
- 2) 一般競争入札以外の調達手続き（指名競争・随意契約）
- 3) 事前資格審査の公示：入札参加資格事前審査（P/Q）（案）
- 4) 事前資格審査の結果：入札参加資格事前審査（P/Q）結果
- 5) 入札手続き：入札図書（案）（第三国調達、銘柄指定、特殊機材の確認を含む）
- 6) 技術札の評価：入札評価結果（技術審査）
- 7) 価格札の評価：入札評価結果（価格札開札結果）
- 8) サプライヤー（業者）契約
- 9) 贈与資金の残余金又は予備的経費の充当

¹ 提出方法等の詳細については、G/Aの定めに従い、具体的には以下のとおりです。ただし、契約に関する確認同意申請（1）、8）及び10）のうち修正契約）については、契約書原本の確認も伴うため、従来どおりの提出（原本証明付写し提出、認証（同意）書手交時の原本提出）、提出先（資金協力業務部計画・調整課受付）とします。

・提出言語：G/Aが仏・西語の場合は添付資料を含めて英訳を提出してください。JICAの確認・同意等は英訳に依拠します（原本と英訳の間で矛盾がある場合は英訳優先させることとします）。

・提出手段：手交、郵便または書留郵便（e-mail（文書はPDF添付）も可）。e-mailの場合はパスワード設定すること。

² 以下、本手引きにおいて、「2016年1月調達ガイドライン」における同意も含めて、認証（同意）と記載します。G/Aの改訂により、一律、JICAの関与については同意を用いますが、契約（修正契約）については、E/Nに「認証されたこと（verified）により贈与資金の対象として適格となる」とされているため、同意（Concurrence）により認証された（verified）ことになるという形になっていますので、認証という用語は継続して使用しています。

- 10) 契約の修正又は解約：修正契約同意・解除、契約履行期限延長
- 11) 当初設計の変更：詳細設計（OD/DD比較）時の変更、契約後の変更

設計変更及び契約修正については、重大（大規模）な設計変更、重要な契約修正を同意対象とします。

いずれのG/A及び調達ガイドラインにおいても、確認及び同意を含むJICAの関与は、コンサルタントによる技術的な見解や判断の適正性や妥当性を被援助国実施機関や第三者に対して保証、もしくは推奨するものではありません。コンサルタントによる技術的な見解や判断の責任は、あくまでコンサルタントにあります。

(3) 無償資金協力の支払

JICA が実施監理する案件では、コンサルタント又は受注企業は、JICA から送金を受けた被援助国実施機関の日本にある銀行の口座を通じて支払を受けることとなります。

JICA は、この贈与資金を被援助国実施機関口座に送金するため、事業実施期間全体の資金計画を事業実施決定までに把握し、事業開始後は計画の見直しを反映し、その資金計画に従って外務省に資金請求します。実態に応じ、正確に資金を請求できないと送金すなわち支払に支障が生じますので、支出予定表（案）/Schedule of Payment は正確な内容とするよう心がけてください。予定に変更が生じた場合は、速やかに JICA に連絡願います。

2016年1月調達ガイドライン

2016年1月調達ガイドライン適用案件より、支払条件の改訂を行いました。瑕疵通知期間満了前検査及びメーカー保証期間満了前検査、建設契約の国債案件、船舶（船積輸送）案件の支払いが変更となっています（参考資料6「無償資金協力に係る契約上の支払条件の基準」参照）。